

申請に必要な書類(助成対象機器 1～12)

10 11 電気自動車等用充電設備 (P.16)、12 高反射率塗料等 (P.17) については、各項目の詳細ページをご参照ください。

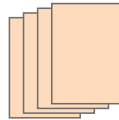
提出書類

申請者は、以下の書類を揃え、環境課地球環境係に提出してください。

1 共通必要書類



2 各対象機器の必要書類



3 各申請者の添付書類



<上記のほか、必要に応じてその他の書類を提出していただくことがあります。>

1 共通必要書類



(1) 交付申請書※ (第1号様式)

・助成対象機器1種類につき、申請書1枚を提出



(2) 見積書の写し(有効期限内のもの)

宛名が申請者名となっており、設置予定対象機器のメーカー名や型番、設置費用の内訳が明記されているもの

- ・社印または担当者印のあるもの
- ・高断熱サッシは一般社団法人環境共創イニシアチブのSII登録型番を記載すること
- ・家庭用燃料電池システム(エネファーム)は、機器費を記載すること



(3) 対象機器のカタログ・パンフレット(コピー可)

対象機器の形状、規格等が要件を満たすことが確認できるもの



(4) 現況写真

対象機器の設置予定箇所が写っているもの(設置が複数箇所の場合、全ての箇所)

- ・写真は鮮明なもの(客観的に設置状況の判別ができないものは受理できません)



(5) 設置同意書※

対象機器を設置することについての設置予定建築物の共有権者又は所有者の同意書

- ・対象機器を設置する建築物が共有又は賃貸建築物、使用貸借建築物である場合のみ提出。

※区ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度)からダウンロードするか P25、28をコピーして使用してください。









2 各対象機器の必要書類

各対象機器の添付書類の作成例についてはP.8及びP.19を参照

対象機器	添付書類
4 日射調整フィルム	<ul style="list-style-type: none"> ☐ フィルム施工箇所の図面及び面積計算表(施工箇所、規模を明示すること) ☐ 遮蔽係数、可視光線透過率、熱貫流率等の性能を証明するもの (第三者機関(建材試験センターなど)測定の証明書) ・区が証明書を確認済みの製品は不要です。区が証明書を認めている製品の一覧は、区ホームページ(ホーム > 環境・まちづくり > 環境 > 各種助成制度 > 日射調整フィルム設置費助成)で公開しています。
5 高断熱サッシ	集合住宅居住者 集合住宅の居住者(区民)が区分所有法上で共用部とみなされる部分に対象機器を設置する(外窓・ガラス交換等)などの改修を行う場合は、管理組合が改修することについて承諾する旨の記載がある以下のいずれかの書類を提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ☐ 「管理組合の承諾書」の写し ☐ 「管理組合総会の議事録」の写し
	管理組合等 <ul style="list-style-type: none"> ☐ 住戸タイプ別配置図 ☐ フロアごとの住戸タイプ戸数一覧 ☐ 住戸タイプ別窓種類一覧 ☐ 住戸タイプ別窓個数一覧 ☐ 平面図※
6 人感センサー付照明	<ul style="list-style-type: none"> ☐ 平面図※
7 管理組合等向けLED照明	<ul style="list-style-type: none"> ☐ 港区集合住宅省エネコンサルタントが作成する港区マンション省エネ改善提案報告書の写し(診断実施日から3年以内のものであること) ☐ 平面図※
8 省エネルギー診断結果に基づく設備改修	<ul style="list-style-type: none"> ☐ 以下の団体等が発行する省エネルギー診断結果報告書の写し(診断実施日から3年以内のものであること) <ul style="list-style-type: none"> ・区が実施する「中小規模事業所における省エネ取組推進支援事業」により派遣された省エネ相談員 ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京) ・国の「中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金」に係る補助事業者に採択された事業者 ☐ 平面図※
9 事業所用高効率空調機器	<ul style="list-style-type: none"> ☐ 平面図※(室内機及び室外機の設置場所を記載したもの)

※ 設置場所を記載し、見積書に記載の設置機器型番及び現況写真と照合できるもの(P.19参照)

3 各申請者の添付書類

申請者	添付書類
区民	<p> 申請者が港区内に居住していること※が確認できる本人確認書類</p> <p>※ 申請者が申請時に対象機器の設置予定場所に居住していない場合は、完了報告時に設置した場所に居住していることが確認できる本人確認書類を提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民票(3か月以内に発行されたもの) コピー不可 ● 運転免許証(裏面含む)の写し ● 個人番号カード(顔写真付き、表面のみ)の写し などいずれか1点 <p>以下の書類はいずれか2点以上必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 国民健康保険、健康保険、船員保険又は介護保険の被保険者証(裏面含む)の写し ● 国民年金手帳の写し など
管理組合等	<p> 対象機器の設置及び助成金の交付申請について、管理組合総会で議決されたことが確認できるもの(議事録など)の写し※²</p> <p> 現在の理事長又は管理者が、管理組合総会で選定されたことを証するもの(議事録など)の写し※²</p> <p> 建物の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※¹ コピー不可</p>
中小企業者	<p> 商業の登記事項証明書(3か月以内に発行されたもの)※¹ コピー不可</p> <p>商業の登記事項証明書で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【補足書類】をあわせて提出してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者が申請時に対象機器の設置場所において事業を営んでいない場合は、完了報告時に設置した場所で事業を営んでいることが確認できる書類を提出してください。
個人事業者	<p> 直近の所得税の確定申告書(受付印のあるもの)の写し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電子申請の場合は、電子申告済の印のあるもの。 <p> [不動産賃貸業の場合は下記の書類を併せて提出すること]</p> <p> 区内の対象機器設置予定場所で不動産収入を得ていることが確認できるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青色申告決算書(不動産所得の収入の内訳書含む)の写し など <p>上記の書類で対象機器の設置予定場所において事業を営んでいることが確認できない場合は、以下の【補足書類】をあわせて提出してください。</p>


※1 法務局の窓口で取得したもの(インターネット(登記情報提供サービス)で取得したものは不可)。

※2 議事録の場合、開催日が分かるページ及び署名欄のページを含む。

補足書類(以下は一例です。詳しくは環境課までお問い合わせください。)

中小企業者・個人事業者のみ


事業所の名称と設置予定建築物の住所が記載されている以下のいずれか2点

 有効な営業許可証など事業を営んでいることを証明するものの写し(有効期限内のもの)

 設置予定建築物の公共料金の請求書又は領収書の写し(3か月以内のもの)

・ 公共料金の請求書又は領収証の写しは、異なる種類のもの(例:電気・ガスなど)を2点提出してください。

中小企業者のみ(資本金が中小企業基本法の定義(P20Q1参照)を超えている場合)

 従業員数が確認できる書類(労働保険概算・確定保険料申告書(受理印があるもの))等の写し